公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の区公	公益法人の場合 国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	備考
R2荒川下流沿川整備推進方策検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	R3.7.8	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、預川下流管内における高台まちづくりを推進する ため、荒川沿川の土地利用状況調査を調査するとともに、モデ ル旭区等の終討を行うものでする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とす ることから「同理又は類似業務の実績」「圏面予文管理技術 者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務 の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)、「業務の 実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を 求め、簡易公募型プロボーザル方式(総合評価型)により選定 な行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書におい て、総合的に、最も優れた提案を行った業者であり、当該業務 を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約 を行うたの	19,943,000	19,910,000	99.83%	-	公財	国認定	2者	
岩木川流域生態系ネットワーク形成検討業 務 青森河川国道事務所 R3.720~R3.12.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 青森河川国道事務所長 一戸 放也 青森県青森市中央3-20-38	R3.7.19	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第5号 本業務の履行にあたっては、岩木川流域において、各産業の 事業活動が流域内の生物多様性にどのように相互影響してい るかを把握するとともに、減少している生物多様性の保全対策 と、新たな地域膜見性性化と結びでける生態系ネットフト 形成に関して、高度な知識と豊かな経験が必要不可欠である ことから、簡気多型プロボーザル方式により技術提案書の 提出を求めたところ、技術者の経験、能力等に関する必要要 件を満足しているほか、対象地域の生態系と地域の特徴や地 域活動と整合させるための課題を具体的に示すなど、適確な 接来がなされており、本業務を履行するに十分な技術力と能 力が認められた者と契約を締結した。	12.683,000	12.023,000	94.80%	-	公財	国認定	1者	
R3久慈川·那珂川環境整備事業評価検討 業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 日下部 隆昭 茨城県水戸市千波町1962-2	R3.7.19	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「久慈川・那珂川緊急治水対策プロジェクト」による 河川整備事業と連携して環境整備事業による良好な水辺空間 を創出するための検討を行う業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とす る事から、技術力、経験などを含めた技術技楽を求め、簡易公 募型プロボーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3久慈川・那珂川環境整備事業評価検討業務)ルーフロン ・研究所・日水コン設計共同体は、技術程楽書に払いて総合 的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施す るのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うもの である。	35,167,000	34,980,000	99.47%	-	公財	国認定	3者	
令和3年度要伊川水系生態系ネットワーク 検討業務 島根県出震市 R3.7.22~R3.12.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局出雲河川事務所長 實功 度了 島根県出雲市塩冶有原町5-1	R3.7.21	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施においては、地域関係者と連携して生態系ネットワークを構築・推進していくための高度な知識や経験を必要 とすることから、技術提案を求める評価デーマを設定した簡易 公募型プロポーザル方式を採用し総合的に評価を行った結果、本業務を適切に遂行できると判断し、左記業者と随意契 約を行うものである。	16,599,000	16,599,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の区 分	公益法人の場合 国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	備考
R3稲戸井調節池整備等検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 李実 埼玉県久善市栗橋北2-19-1	R3.7.27	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、福戸井間節池の整備に必要な各種検討を行うも のである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とす ることから、調節池掘削売了後の施設配置計画における留意 事項について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式 に準にた方式により選定を行つた。 R3種戸井頭節池整備等検討業務河川財団・キタック設計共 同体は、技術提案書をよる、出售業務を実施するのに適切と 認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	34,980,000	34,980,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度新技術を活用した多自然川づくり 検討外乗務 広島県広島市中区上八丁堀6-30 R3.7.28~R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官中国地方整備局長多田智工品票広島市中区上八丁堀6-30	R3.7.27	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3項 本業務の実施においては「河川法改正20年多自然かわづくり 推進委員会」において取りまとめられた提書に基づき、新技術 を活用した多自然川づくりの検討、技術資料の作成や人材の 育成・普及容勢に係る仕組みの構築と試行を行う机のでは 個立い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求 める評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採 用し、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた 左記業者と随意契約を行うものである。	42,053,000	42,020,000	99.92%	-	公財	国認定	1者	
四国の海上における南海トラフ地震対策検 計業務 R3.7.29~R4.2.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 吉永 由司 香川県高松市サンボート3番33号	R3.7.29	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「緊急確保制路等航路啓開計画」及び「広域海上 BCP」の更新等を検討する業務であり、業務履行には関係す る他の計画(具体計画等全国的な計画から港湾BCPのような 個別の計画)や法令等様々な知見を必要とし、それらを踏まえ で検討し取りまとめる必要がある。このことか。高度・郷門的 な技術力を要求される業務と判断し、簡易公募型フロボーザ ル方式を採用した。提出もた技術提楽書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された技術と変数を 特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロボーザル)	19,151,000	18,700,000	97.65%	-	公社	国認定	1者	
東北港湾における風力発電関連貨物の物 流効率化力策検討業務 83.8.3~R4.3.17 建築コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 大野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R3.8.3	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、今後の公共投資のための風力発電に係る基礎情 報収集や経済効果を整理し、東北港湾に求められる機能や施 設について検討するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロボーザル方式」を採用 することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満 たした者から技術提楽書を求め、巨配置予定管理技術者の経 験及び能力」業務実施方針・実施フロー・工程計画等」及び 「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提 業書の記載内容により評価を行った。 審査の記載内容により評価を行った。 審査の記載内容により評価を行った。 審査の記載内容により評価を行った。 本港海協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第20条の3第4項に基づき、公益社団法人日 本港海協会と随意契約を行うものである。	14,850,000	14,850,000	100.00%	-	公社	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の区 分	公益法人の場合 国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	備考
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 R3.83~R4.3.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 天野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R3.8.3	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害免生時において、管内の港湾が連携 比継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港 第日CP」の実効性向上を図るため、訓練の実施、訓練結果 (課題)を整理し、実効性向上策(航路咨開)の検討を行うもの である。 また、実効性向上策の検討結果について議論する協議会を 所催し、その運営、説明資料、議事録の作成及び、協議会に 所能し、その運営、説明資料、議事録の作成及び、協議会に おける課題に対する対応策の検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしは、「プロボーザル方式」を採用 することとし、公募により参加表明があった者で資格を添たし た者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及 び能力」業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び特 定テーマに対する技術提案。まについて、提出された技術提案 書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方と して特定した。 本港湾協会と随意契約を行うものである。	14,740,000	14,740,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度 地理情報標準及び海外の3次 元測量制度に関する調査検討業務 R3.86~R4.3.11 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛 田 幹 男 茨城県つくば市北郷1	R3.8.6	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場 4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第20条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」本業務を逃行する体のには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術を求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル力式に準じた方式により公示を行い、技術授業書の提出を招募した。提出された技術授業書に受けるという。本業務の技術授業者を持ための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、成績、実施方針並びに評価テーマに関する技術授業の総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい集者であると判断し随意契約を締結するものである。	14,498,000	14,476,000	99.85%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 三次元地理空間情報の活用推進のための調査検討業務 R3.86~R4.3.11 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛 田 幹 男 茨城県つくば市北郷1	R3.8.6	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場 4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」本業務を終するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術を求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術授業書の提出名招請した。提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結するものである。	12,947,000	12,540,000	96.86%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度大阪湾諸港等における広域的な 港湾事業継続計画検討業務 	支出負担行為担当官 近常地力整備局副局長 中村 晃之 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地	R3.8.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第20条の3第4項 本裏務は、大阪湾路港等における広域的な港湾事業継続計画の実効性を向上させるため、広域的な連携が求められる港湾事業継続計画等の検討、大阪湾港内の船舶から見た災害リスクの検討、広域的な感染症に対する港湾事業継続計画の検討、抗なのは一般である。本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であため、簡易公繁型プロボーザル方式により投入で表した。 関島公繁型プロボーザル方式により指揮表の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約租手方を特定するものである。参加可能業者が157者あることを確認の上、技術提案書の提出を必要し、申請期間内に20者から問い合わせがあり、11者から参加表別があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書を提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書を提出を求めたところ、1者から技術提案書を選出しまりました。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対したまります。14年に対したませいまります。14年に対していることから公益社は表しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対した。14年に対したがよります。14年に対したが表別を表別されていることから公益と対しませいます。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対しまります。14年に対したが表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	20,537,000	20,350,000	99.09%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	公益法人の場合 国認定、都道府 県認定の区分		備考
令和3年度公共測量に関する課題の調査検 計業務 R3.8.10~R4.2.28 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 飛 田 幹 男 茨城県つくば市北郷1	R3.8.10	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1- ザタワー 5F 5-1 パークコート文京	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号「公募」本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識 技術が要求されることから、公正性・透明性及びを観性が健保される簡易公募型プロボーザル方式により公示を行い、技術提案書の提出を招談した。提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を持定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、美施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結するものである。	17,985,000	17,496,600	97.28%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度博多港港湾機能の方向性に関す る検討業務 	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾·空港整備事務所 長山 達载 福岡県福岡市中央区大手門2-5-33	R3.8.16	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 未業務においては港湾物流機能の再編のあり方とそれに向け た名港高物流機能を維持・確保できる段階的な施設整備の方 明、高度な専門性と技術を要することから、受注者に対して は、1、配置方定技術者の経験および能力、技術者資格等、業 務執行技術力)、2、実施方針(業務理解度、実施手順)、3 将電子一マ(専門的な技術力を活用し、未業を的確に実施 するための提案について)等の観点からプロボーザルの提出 を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公 益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることか ら、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を 行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	9,856,000	9,790,000	99.33%	-	公社	国認定	1者	
北陸地域港湾の事業継続計画における実 効性向上検討業務 38.8.17~R4.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北原地方整備局次長 等 弘之 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R3.8.17	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港 清が連携、継続的な物流機能を確保するために策定したに北 陸地域港湾の事業経統計画川こついて、実効性を高めるため の検討を行うものである。また、本業務の検討結果について 論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録 や結果の対のに関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、北陸地域港湾の事業継続計画の実効性を高めるため、 大田の大田で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海で、東海	18,084,000	18,040,000	99.76%	-	公社	国認定	1者	
徳島小松島港みなどカメラ設置検討業務 R3.8.23~R4.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局小松島港湾·空港整備事務 所長 新見 泰之 德島県小松島市小松島町宇外開1-11	R3.8.23	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 当業務は、みなとカメラの監視対象区域について、従来の監視対象区域に加えて、災害時及び緊急時に監視が必要となる 区域を新たに含めて、最適たカメラ設置場所・カメラ仕様等の 設計を行うものである。検討に当たっては、みなとカメラに関す る専門的技術が要求されるためフルボーサル方式を採用した。提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、 左記案者と随きれた者を契約の相手方として特定したため、 佐記案者と観音製料を行うものである。 (簡易公募型プロボーザル)	20,053,000	19,800,000	98.74%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区 分	公益法人の場合 国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	備考
RS既存資料を活用した施設検証及び広報 活動検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 支達 孝実 功主県久喜市栗橋北2-19-1	R3.9.1	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流河川等務所が保管している古図等を活用し、渡良瀬遊水地の成り立ち及びそれが果たしてきた治水等の役割を検証するとともに、広報資料を作成し、来年、100年を迎える渡良瀬遊水地の広報企画を検討する。また、古図等の資料整理から、利根川砂修について検証する方法を検討するものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、歴史的な既存資料(古図等)を用いてこれまでの別川改修の経証を行う第20十二大について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロボーザル方式(総合評価型)(拡大型)により選定を行うた。 RO既存資料を活用した施設検証及びの報志動検計業務河川財団・建設技術研究所・パシフィクコンサルタンツ設計共同財団・建設技術研究所・パシフィクコンサルタン別計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切に認められたため、左記集者と随意契約を行うものである。	40,293,000	40.260,000	99.92%	-	公財	国認定	1者	
神戸港海上工事に伴う船舶航行安全対策 検討業務 R3.9.6~R4.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 松本 英雄 兵庫県神戸市中央区小野浜町7番30号	R3.9.6	(公社)神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5番地	9140005020285	本業務は、神戸港の海上工事及び現地調査において周辺航行船舶の航行安全対策をとりまとめるものである。学譲経験者・海事関係者青からなる委員会を設置し、船舶航行への影響を検証して航行安全対策を検討する。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術技業に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロボーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。参加可能業者が33者あることを確認の上、技術提案書の提出を次彰し、申請期間内に20 者から問い合わせがあり、1者が授業書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者から技術提業書の提出を求めたところ、1者が日本地があった。 は新選業書を審査した結果、(公社)神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから(公社)神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	15,897,000	15,620,000	99.51%	-	公社	国認定	1者	
R2荒川上流事業方針検討業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 大東 淳— 埼玉県川越市新宿町3-12	R3.9.8	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、荒川上流河川事務所管内の治水 事業の事業展開を検討するにあたり、多岐にわたる整備状況の 登理及び検討項目があるため、高度な知識や専門的な技術、経験が要求されることから、提出された技術提案に基づき仕様を作成することで最も優化れた規を制持できる簡易公募型プロポーザルガ式により契約年級を支援したものである。 R2荒川上流事業方針検討業務河川財団・パシフィックコン ナルタンツ段計共同体は、本業務遂行において適正な業者を に、技術提案を求めた簡易公募型プロポーザル方式により、技 精的に最も優れた業者として特定されたため、左記業者と随意契約を行うものである。	29,953,000	29.953.000	100.00%	-	公財	围認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の区	公益法人の場合 国認定、都道府 県認定の区分	応札·応募者数	備考
令和3年度 長良川遊水地地区環境保全利活用方策検討業務 R3.9.14~R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	R3.9.13	令和3年度 長良川遊水地地区環境 全利活用方策検討業務リバーフロ 少全研究所・日本生態系協会設計共 同体 (公財リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1丁目17番24号	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、長良川遊水地の河川空間利用を含めた多自然川 づくりを検討するために、基礎資料を収集・分析し、周辺環境 等を踏まえた遊水地施設整備について検討するものである。 上記業者は企画提案書の提出があった4者のうち、企業及び 配置予定管理技術者の実積・信頼度、業務の特定テーマに対 する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務 内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	16,819,000	16,720,000	99.41%	-	公財	国認定	4者	
令和3年度 関東管内の港湾における事業 継続計画検討業務 - 83.9.28~R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 石橋 洋信 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	R3.9.28	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂三丁目3番5号住友 生命山王ビル		会計法第29条の3第4項 本業務は、下記3点を行うものである。 ①様浜港BCP(風水害編)について、管内の港湾BCPのケーススタテ々として、令和2年度に実施した訓練結果を踏まえ改訂に向けた検討を行う。また、港湾BCP(原染症編)を参考 に、横浜港BCP(原染症編)の検討を行う。 ②東京湾BCP(風水電編)については、海上交通安全法改正 (令和3年7月1日施行)を踏まえ風水電編の検討を行う。 ③広域防災協議会においては、協議会の運営、当局が実施する訓練計画の策定、訓練の相助及び訓練結果を踏まえた実効にが検証を行うた。 本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅にい知見を有するとともに、感染症績における自然災害への対応、同時生起する核合災害に関する総合的な知見を有していることが必要である。 以上を踏まえ、本業務の実施にあたり、「横浜港における感染度DP の検討を行う上での着眼点について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。 その結果、優れた技術提案をすらた公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。 よって、会計法第29条の領集4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	19,415,000	19,360,000	99.72%	-	公社	国認定	1者	

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を着しく変更することない所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。